

## 知的財産訴訟検討会の状況について

### 1 開催経緯等

昨年10月に検討会を立ち上げて以来、これまで10回の検討会を開催し、現在は各論点について、2巡目の検討を行っている。

10月23日(第1回)

11月18日(第2回)経済界ヒアリング

12月24日(第3回)ベンチャー企業及び関係機関等ヒアリング

1月31日(第4回)侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討

2月28日(第5回)専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討

3月14日(第6回)侵害行為の立証の容易化のための方策の検討

4月15日(第7回)知的財産訴訟の在り方に関する検討

5月20日(第8回)外国の知的財産訴訟に関する検討

6月23日(第9回)侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する2巡目の検討

7月15日(第10回)専門的知見の導入及び知的財産裁判所に関する2巡目の検討

### 2 主な検討事項及び論点

**侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討 - 侵害訴訟の迅速化・合理的解決等 -**

侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、裁

判手続の在り方を含め幅広い観点からの検討を行っている。

#### 【主な論点】

- ・ 紛争の合理的解決のための侵害訴訟と無効審判の役割分担の在り方
- ・ 侵害訴訟における特許の有効性に関する主張・判断の在り方
- ・ 侵害訴訟における特許無効の主張に対する権利者の防御手段
- ・ 侵害訴訟における無効判断の効力

#### **専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討 - 裁判所調査官の役割の拡大・明確化等 -**

知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に関与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、検討を行っている。

#### 【主な論点】

- ・ 調査官の権限の拡大の在り方
- ・ 透明性・中立性の観点からの調査官の調査、報告等の在り方
- ・ 調査官の給源の在り方
- ・ 専門委員との関係の在り方

#### **侵害行為の立証の容易化のための方策の検討**

##### **- 営業秘密の保護を含む証拠収集手続の更なる機能強化 -**

知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行っている。

#### 【主な論点】

- ・ 文書提出命令における文書提出義務の範囲

- ・ インカメラ審理における文書の開示と同審理において開示された営業秘密保護の方策
- ・ 営業秘密が問題となる事件の非公開審理の在り方

## **知的財産訴訟の在り方に関する検討**

### **- 知的財産裁判所等 -**

知的財産訴訟への総合的な対応強化のため、知的財産訴訟の在り方について検討を加えている。個別の論点としては、知的財産裁判所(具体的には「知的財産高等裁判所」)の創設等について、その在り方を含めて必要な検討を行っているほか、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集手続の導入も含めた総合的な検討を行っている。

### **【主な論点】**

- ・ 「知的財産裁判所」の創設により期待される効果
- ・ 「知的財産裁判所」の内容
- ・ 扱う知的財産関連訴訟の種類はどうか。
- ・ 裁判所をどこの地に置くべきか。
- ・ 侵害訴訟における証拠収集手続はどうあるべきか